

山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会設置要綱

改正	平成15年	1月10日	一部改正
改正	平成16年	5月7日	一部改正
改正	平成19年	7月18日	一部改正
改正	平成20年	4月1日	一部改正
改正	平成21年	4月1日	一部改正
改正	平成25年	3月14日	一部改正
改正	平成31年	4月1日	一部改正
改正	令和2年	4月1日	一部改正
改正	令和3年	4月1日	一部改正
改正	令和5年	4月1日	一部改正
改正	令和7年	4月1日	一部改正

(設置)

第1条 社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設及び医療施設等の整備等に当たり、その適格性等を審査するため、山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可
- (2) 国・県補助金の協議対象となる社会福祉施設の選定
- (3) 国・県補助金の協議対象となる医療施設等の選定
- (4) その他施設整備等の適正化に必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、学識経験者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 前項の学識経験者は、2名とする。
- 3 審査会の会長は、福祉保健部長をもって充てる。

(会議)

第4条 審査会は、必要に応じて開催する。

- 2 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、福祉保健部次長がその職務を代理する。
- 4 会長は、審査事項の内容により、別表に掲げる職にある者（以下「庁内構成員」という。）全員の出席を求める必要がないと認めるときは、庁内構成員の一部の出席を求めて審査会を開催することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、庁内構成員以外の職員に対し、出席を求めることができる。
- 6 会長は、災害等その他の事情により招集できないと認めるときは、書面審査を行うことにより、審査会に代えることができる。

(事前面接審査)

第5条 審査会は、第2条第1号の審査を行う場合にあつては、事前に当該法人の理事長・施設長予定者の適格性等について面接による審査（以下「事前面接審査」という。）を行うものとする。ただし、市町村合併に伴う市町村社会福祉協議会の合併の認可については、この限りでない。

- 2 事前面接審査を行うため、審査案件ごとに学識経験者である構成員2名及び庁内構成員のうち会長の指名する者3名で構成する面接審査班（以下「面接審査班」という。）を置く。
- 3 面接審査班に班長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 事前面接審査は、学識経験者1名以上を含む3名以上の面接審査班の構成員の出席がなければ行うことができない。
- 5 班長は、審査会において、事前面接審査の結果を報告するものとする。

(事務局)

第6条 審査会の事務は、福祉保健部福祉保健総務課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱の定めにより難しい場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年8月12日から施行する。

別表

(福祉保健部) 福祉保健部長、福祉保健部次長、福祉保健部企画調整主幹
福祉保健総務課長、健康長寿推進課長、障害福祉課長、医務課長
(総合県民支援局) 子育て・次世代サポート課長、こども福祉課長
(森林環境部) 森林整備課長、自然共生推進課長
(観光文化・スポーツ部) 文化振興・文化財課長
(農政部) 農村振興課長
(県土整備部) 都市計画課長、景観まちづくり室長